

# 感染リスク最小化のための空港受入環境高度化支援ウィズコロナ補助金の新設

- 本事業では、「感染拡大防止」と「今後の航空旅客の回復・増大」の両立を図ることを目的として、空港における感染リスク最小化のための受入環境整備を推進する。
- 具体的には、空港ターミナルにおいて、待合スペース等の密集防止、空調・換気設備の機能向上、衛生設備の非接触化、検温、殺菌・抗菌関連機器、旅客動線の管理等の受入環境整備を推進するため、空ビル会社等が実施する施設等整備の経費の一部について補助を行う。

## 補助メニュー

### R2補正予算

#### ・待合スペース・保安検査場

(物理的距離の確保、密集防止、動線分離等の措置)

待合スペースや保安検査場などの旅客が密集する場所において、物理的距離の確保、密集防止、動線分離等の措置を行うことにより、感染リスクの低減及び航空需要への対応を行う。

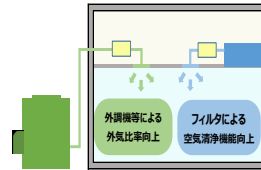


待合室等の改修      動線分離      密集防止案内

#### ・空調・換気設備機能向上

(外気比率向上、フィルタ)

外気比率の向上、空気清浄機能の向上により、ビル内での感染リスクを低減する。



空調・換気設備の機能向上

#### ・衛生設備の非接触化

(トイレ設備等)

衛生設備の接触機会を減らし、感染症リスクを低減する。

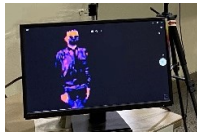


自動洗浄装置

自動水栓・水石けん供給栓

#### ・検温、殺菌・抗菌関連機器

旅客ターミナルビル内における検温機器を配備、接触機会が多い検査トレイや手荷物カート等の抗菌、殺菌を目的とした機器を導入し、感染症リスクを低減する。



サーモグラフィ



保安検査トレイUV殺菌装置



手荷物カート殺菌装置

補助対象： 空港ビル会社等      <R2補正>すべての空港

補助率    :    1/2

国土交通省

令和2年度予算

空港受入環境高度化支援ウィズコロナ  
(地方空港等受入環境整備事業費補助金)

【募集要領】

令和3年1月  
(航空局航空ネットワーク部空港計画課)

〔目 次〕

1. 空港受入環境高度化支援ウィズコロナ（地方空港等受入環境整備事業費補助金）の概要
2. 補助対象事業者
3. 補助対象経費
4. 補助率
5. 応募件数
6. 応募手続きの概要
7. 審査・評価について
8. 交付決定
9. 補助金の交付
10. 交付決定後の注意事項
11. 反社会的勢力との関係が判明した場合
12. その他

## 1. 空港受入環境高度化支援ウィズコロナ（地方空港等受入環境整備事業費補助金）の概要

この補助金は、空港ターミナルビルにおける感染症リスクの最小化のための受入環境整備を推進することにより、感染症拡大防止と今後の旅客の回復・増大の両立を図ることを目的とします。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用されます。

## 2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、以下の事業者とします。

- ・対象空港において空港ターミナルビルを設置し、若しくは管理する者、又は地方公共団体
- ・対象空港：国管理空港等、会社管理空港、地方管理空港等、コンセッション空港

※1 「国管理空港等」とは、空港法（昭和31年法律第80号）第15条第1項に規定する国管理空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第3条第1項に規定する特定地方管理空港（以下、単に「特定地方管理空港」という。）を除く。）及び空港法附則第2条第1項に規定する共用空港（それぞれ第3号に掲げるものを除く。）をいう。

※2 「会社管理空港」とは、空港法第4条第1項に規定する成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港をいう。

※3 「地方管理空港等」とは、空港法第5条第1項に規定する地方管理空港及び特定地方管理空港（それぞれ第3号に掲げるものを除く。）をいう。

※4 「コンセッション空港」とは、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第2条第5項に規定する国管理空港特定運営事業、同条第6項に規定する地方管理空港特定運営事業若しくは同法附則第3条に規定する共用空港特定運営事業（以下、「特定運営事業」という。）が実施されている空港又は同法附則第14条第1項の特定地方管理空港の運営等（以下「特定地方管理空港の運営等」という。）が実施されている空港をいう。

## 3. 補助対象経費

本補助事業の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下のAからCの条件すべてを満たす、以下の（1）～（4）の項目の経費とします。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

・空港受入環境高度化支援ウィズコロナ（地方空港等受入環境整備事業費補助金）の補助事業項目

- (1) 待合スペース・保安検査場等の密集防止
- (2) 空調・換気設備の機能向上
- (3) 衛生設備の非接触化
- (4) 検温、殺菌・抗菌関連機器等

※補助事業項目の詳細については補助金交付要綱別表を参照のこと。

注1 補助事業項目の実施にあたっては、各適用法令に準拠していること。

注2 事業計画作成にあたっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等を遵守するとともに、みんなが使いやすい航空旅客施設計画資料（平成30年10月 国土交通省航空局）を参考としてください。

#### 4. 補助率

補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内の額。

#### 5. 応募件数

応募は、事業者ごとに、事業計画書の提出は1件とします。

#### 6. 応募手続きの概要

##### (1) 応募期間

令和3年1月29日（金）～ 令和3年2月15日（月）17時[必着]

※応募結果の通知は令和3年3月上旬を予定。

##### (2) 提出先（お問い合わせ先）

航空局航空ネットワーク部空港計画課（担当：大平、浅井、寺林）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話：03-5253-8717 又は 03-5253-8718

Eメール：oohira-s97ti@mlit.go.jp、asai-k01mw@mlit.go.jp、terabayashi-k295@mlit.go.jp

##### (3) 提出方法

書類等の提出は、Eメールまたは郵送等で行ってください。

なお、郵送等で提出される場合は、封筒の表面に[空港受入環境整備事業]と朱書きしてください。

## (4) 提出書類

## ①事業計画書表紙

- ・本募集で指定する事業計画書様式を必ず使用して下さい。

## ②事業計画

- ・事業名、目的、概要、効果、期間、事業費等を記載して下さい。(別紙1参照)

## ③工程表

- ・事業期間を示す工程表(様式任意、用紙サイズA4)

## ④事業費算出資料

- ・内訳が確認できる事業費算出資料。
- ・なお、算出基礎となる見積書は、複数の業者、からの見積書をご用意いただき、複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料。
- ・補助対象項目(対象設備)を複数実施する事業については、項目毎に費用総額、補助対象経費、補助金額を記入下さい。(別紙2参照)

## ⑤事業計画の概要資料

- ・別紙3に基づき、Power Point 形式で事業計画の概要資料を作成してください。

## ⑥その他事業計画を審査する上で参考となる書類

- ・補助対象の概要が分かる資料(商品パンフレット、カタログ等)、その他設計書や図面等
- ・補助事業個所の現況がわかる写真(様式任意)
- ・応募事業者における感染症対策の取組状況や今後の計画のわかる資料(様式任意)

## ⑦上記①～⑥の電子データ

- ・PDF形式でご提出ください。(⑤はPower Point ファイルも提出)
- ・郵送等で提出される場合は、CD-R等の記録媒体によりご提出ください。

## (5) その他

- ・郵送等により提出される場合には、配達されたことが証明(確認)できる方法(郵便の場合にあっては、簡易書留、特定記録等)によってお送りください。
- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

## 7. 審査・評価について

### (1) 応募された事業の審査・評価

募集期間中に応募のあった事業について、以下の観点から審査・評価します。審査・評価の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

#### ■ 審査・評価の観点

- ・ 事業計画の内容と本補助事業の目的との整合性
- ・ 事業の必要性・緊急性
- ・ 事業実施による効果と効率性
- ・ 概算事業費、経費内訳の妥当性
- ・ 事業期間の妥当性
- ・ 公共性・公益性

### (2) 事業計画の採択

有識者委員会の審査・評価結果等を踏まえ、国土交通省より応募者に対し、審査の結果について通知（内定通知）いたします。

## 8. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・ 補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額<sup>※</sup>を原則、減額して記載するものとします。
- ・ なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

#### ※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

## 9. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算となります。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書を提出していただきます。

また、空港受入環境高度化支援ウィズコロナ（地方空港等受入環境整備事業費補助金）は、会計法（昭和22年3月法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年4月勅令第165号）第58条に基づく概算払いをすることができます。

- ・ 補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2カ月程度かかります。
- ・ 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・ なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当補助金の交付を取り消す場合があります。
- ・ 完了実績報告書提出時には、完成図書、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

## 10. 交付決定後の注意事項

### (1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

### (2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

### (3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

### (4) 取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって取得財産管理台帳を備え、適切に管理していただきます。取得財産については、事業完了後も一定期間において、その処分



等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

#### (5) 立入検査

本事業終了後、補助金成果検査のため、国土交通省が実地検査に入ります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

### 1 1. 反社会的勢力との関係が判明した場合

(1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業

⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等

⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑧も掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) ①～⑧に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他①～⑧に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為。

⑤その他①～④に準ずる行為

## 12. その他

### (1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため。
- ・採択後の事務連絡、資料送付等のため。

### (2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄付制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることが出来ないこととされています。

「空港受入環境高度化支援ウィズコロナ(地方空港等受入環境整備事業費補助金)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当します。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)